

意見書案第2号

介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年6月10日

取手市議会議長

岩澤 信殿

提出者 取手市議会議員 根岸 裕美子

〃 〃 細谷 典男

〃 〃 加増充子

## 介護保険制度における訪問介護の基本報酬減額を早急に見直すことを求める意見書（案）

日本の介護保険制度は、限られた施設と家庭にお任せだった介護を社会全体で支える、いわゆる「介護の社会化」を目指して2000年に始まりました。その基本的な考え方は「住み慣れた地域で介護を受けられる」在宅介護であり、訪問介護を柱として制度が設計されました。

しかし、このたびの「令和6年度介護報酬改定」では介護報酬全体で1.59%増の改定が行われる中、訪問介護の報酬だけは身体介護、生活援助、通院等乗降介助の全ての業務で減額となりました。

この減額改定は、「令和5年度介護事業経営実態調査」で訪問介護事業所の利益率が7.8%と他の事業形態と比較して突出して高かったことが根拠とされています。

しかし、調査対象になった訪問介護事業所のうち回答したのは半数以下の42%程度であり、調査に答える余裕すらない事業所が多い状況であることがうかがえます。しかも、回答した事業所のうち36%は赤字です。

さらに、この高い利益率は、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）と同一の敷地内にあり短時間で効率よく訪問できる事業所や、介護サービス従事者が常勤換算で1,000名を超える大規模事業所等、比較的経営状態が良い事業所の回答が含まれており、平均を押し上げていると考えられます。過疎地を含め、地域の一軒一軒を訪問してサービスを提供する小規模な「まちの介護事業所」による訪問介護・在宅介護の実態を反映した数値とは、とても言えません。

厚生労働省は、様々な加算を取得すれば報酬アップにつながると説明していますが、現場からは加算の条件が小規模事業所には厳しく、また加算の申請手続の事務負担が重いため、申請を諦めているという声もあり、報酬アップにはつながらない現状です。

加算ではなく、小規模訪問介護事業所が継続的に経営できる基本報酬の増額が必要です。小規模の訪問介護事業所のサービスを受けて、今まで何とか自宅で過ごせていた人が施設に入らざるを得なくなる、あるいは家族が介護離職して在宅介護しなければならない事態に逆戻りしてしまいます。介護の社会化を支えている地域の訪問介護事業所が安定して経営していくける仕組みにしていく必要があり、今回の訪問介護報酬減額を早急に見直すべきです。よって、下記の事項を求めます。

### 記

#### 1 訪問介護報酬減額を早急に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣